

であろう。

本書を通じて筆者が強調していることは、激変した昭和史における教育事象の展開の連続性である。敗戦にともなう教育システムの転換は、教育勅語体制から教育基本法体制へ、という公式で解釈される場合が多いが、筆者は、この公式的理解を批判し、教育システムの基幹的な部分について、連続性が大きいことを6・3制の構想、中等・高等教育の拡大傾向などに注目することによって主張している。連続面と非連続面の、どちらにウェイトをおいて昭和史の事象を解釈するかの問題であるが、政治体制の転換にともなう非連続面が大きいことも無視できない。たとえば教育に関する意思

決定システムの転換（勅令主義から法律主義へ）、教育内容面における非連続面の大きさはどのように解釈されるのだろうか。本書を読んで残る疑問である。

本書は、昭和史における戦前と戦後の間の非連続面をどのように評価するか、という課題を提起しているように思われる。本書は、豊富な資料に裏打ちされており、昭和史に関する重要な学術的文献の一つと評価されてよいし、また読み易く書かれており、今後、現代教育史の分野に関して啓蒙的な役割をはたすことも期待できる。

◆A5判 上330頁・下338頁, 7500円
第一法規

■ 書 評 ■

藤原良毅 著

『現代日本高等教育機関地域配置政策史研究』

東京工業大学 牟田博光

著者は本書に先立ち「近代日本教育機関地域配置政策史研究」(明治図書, 昭和56年)を刊行している。これは明治期から第2次世界大戦終結までの期間における、高等教育の地域配置政策の歴史的推移について分析したものである。本書はその続編にあたり、同じテーマについて、大戦後から昭和62年までの43年間を扱っている。他に類書のない労作であり、この方面の研究者にとっては貴重な参考資料となろう。

本書は高等教育機関地域配置政策の変遷を、その社会的背景との関連に注目し

ながらその特色を明らかにすることを意図している。著者は戦後の高等教育機関配置政策を、5期に分けて次のように説明し、また、各時期段階の推移とともに僅少なながら緩和されていくものの、高等教育機関の特定都市への集中が顕著であることを示している。

第1期「高等教育制度創設準備期(昭和20年~22年)」は連合軍の占領下において、あらゆる面において旧体制から新体制への一大転換が図られた時期で、高等教育でも、教育使節団報告書により高等教育制度の改革についての必要性が

勧告され、高等教育制度創設に関する準備体制が築かれた。

第2期「高等教育制度創設期（昭和23年～27年）」は文部省の「新制国立大学設置案」など新制大学に関する原則が示され、新制高等教育制度の創設がはかられた。大学の設置、昇格に関する多数の建議、請願等も33件出されている。

第3期「高等教育制度展開期（昭和28年～37年）」は全社会的な占領体制の再検討がなされる情勢の中で、専科大学、5年制専門学校制度等について論議が展開された。また、国土総合開発計画、地域圏開発計画、都市計画的観点から、高等教育機関の東京等大都市集中に伴う弊害に対する認識の必要が強調された。国会に提出された大学設置等に関する建議等は100件に及び、地理的位置をその理由に挙げるものも多く見られた。

第4期「高等教育制度転換期（昭和38年～50年）」は新全国総合開発計画の一翼として教育・文化の振興を重視する国土計画的政策、地域圏整備との関連において大学等設置の抑制または促進を図る地域開発的政策、大学等の大都市集中に伴う都市問題を防除するためその地方分散を必要とする都市計画的政策、高等教育機関の大都市偏在を是正し地域配置の適正と教育機会の均等を図る教育制度的政策等が展開された。また、医科大学偏在の是正、勤労青少年に対する高等教育の機会確保のための大学夜間部の設置の要望も出された。

第5期「高等教育整備期における配置政策（昭和51年～62年）」は高等教育懇談会による高等教育の整備計画に関する最

終報告が行われ、臨時教育審議会の答申、第4次全国総合開発計画の策定がなされた。都市一極集中の是正と多極分散の方向から、大学等の適正配置を求める国土計画的政策、魅力ある地方建設の核として大学等の配置を強調する地域開発的政策、教育懇談会、中央教育審議会、臨時教育審議会等の報告や答申における高等教育機関の地域格差の是正と教育機会の均等を実現させるための計画的整備、及びその適正配置を重視する教育制度的政策が提唱された。

著者は法案、国会での審議、建議、請願等の資料を丹念に調べあげ、高等教育地域配置に関する政策を細かく整理している。ただ、欲をいえば、資料を網羅的に取り上げることが、高等教育配置政策の話の大きな筋道をいくらかわかりにくくしているきらいがあり、また、地域別の学校数等については第7章でまとめて関係統計資料の説明を行っているが、政策が実現される（実現されない）メカニズムについて踏み込んだ記述がもう少しあった方が、高等教育政策のダイナミズムがより理解しやすかったのではないかと思われる。私立学校振興助成法の成立により定員超過率のコントロールが容易になったことが私学の地方分散に効果があったこと、最近公私協力方式などにより、地方自治体が地方分散の実効に強く関与してきていること、専修学校が地方分散政策の制約外に置かれたことが専修学校を含めた高等教育機関の地方分散政策の実効を困難にしたことについても、もう少し言及があったほうが良かったのではないかと思う。